

公の施設の指定管理者制度 に係る運用指針

令和2年3月改訂

柏 原 市

目 次

運用指針の作成にあたって	P. 1
I 指定管理者制度の概要	P. 2
1 制度創設の意義	P. 2
2 従来の「管理委託制度」との相違	P. 2
3 指定管理者と業務委託との相違	P. 2
4 指定管理者制度の導入事務のながれ	P. 4
II 指定管理者制度への対応	P. 5
III 指定管理者制度導入に係る方針	P. 5
1 指定管理者制度の適用について	P. 5
2 指定管理者が行う業務の範囲	P. 7
3 指定期間	P. 9
4 利用料金制	P. 9
5 条例制定について	P. 10
IV 候補者の選定前の手続き	P. 10
1 募集要項及び仕様書の作成	P. 10
2 指定管理者の募集	P. 10
3 申請関係書類の提出及び受理	P. 11
4 事務取扱	P. 12
V 候補者の審査及び選定	P. 12
1 選考組織について	P. 12
2 審査方法	P. 13
3 評価基準（審査項目）	P. 14
4 選定会議及び選定結果の公表	P. 14
VI 指定管理者の指定後の手続き	P. 15
1 協定書の内容について	P. 15
2 指定管理者の監督	P. 16
資 料	
1 チェック表・フロー図	資料1
2 本市の公の施設の設置状況一覧表	資料2
3 申請様式例（事業計画書等）	資料3

運用指針の策定にあたって

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、これまでの「管理委託制度」に替わり「指定管理者制度」が創設されました。

この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

本市では、公の施設の管理などは、これまでも管理委託制度を活用した市の公共的団体等への管理委託や市民との協働、地域コミュニティの醸成、市民活動の促進などの観点から地域住民が構成する団体等への業務委託などの管理方法で、施設の機能を生かし、効果的・効率的な管理運営に努めてきたところです。

今回のこの制度は、経費の節減や市民サービスの向上のみならず、市民との協働や地域の活性化、団体の自立化等の面からも有効活用が可能です。

この制度は、国の特段の制約もなく、各自治体においても実務の実績も少ないことから、各自治体も実施にあたり模索している状況にあります。本市においては、「公の施設」の管理のあり方を検討することを目的とし、各施設において、市民サービスの向上や管理運営の効率化、施設の有効活用等を図るため本制度を適用する際、円滑な導入に資することを目的として、運用指針をここに策定しました。

この制度の導入に際しては、公の施設のこれまでの管理運営に関して異なる目的や運営形態があるため、各施設所管部がこの方針に基づき十分な点検を行い、円滑な対応を図ることとします。

I 指定管理者制度の概要

地方自治法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。平成15年法律第81号）が、平成15年6月13日に公布され、同年9月2日から施行されました。今回の地方自治法の一部改正では、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的として、指定管理者制度という新たな概念が導入されました。

1 指定管理者制度創設の意義

この制度は、地方分権改革推進会議や総合規制改革会議の議論・意見を経て法改正がなされたもので、「公の施設の管理業務という『市場』への民間参入の拡大」が創設の意義です。

従来の考え方は、公の施設の適正な管理の確保のため、受託主体の公共性に着目してきたものを、管理の受託主体を法律上制限することをやめ、民間にも開放し、必要な仕組みを整えた上で、その適正な管理を確保しつつ、住民サービスの向上にも寄与するよう、公の施設の管理主体の選択肢を拡大したものです。

2 従来の「管理委託制度」との相違

	指定管理者制度	管理委託制度
管理主体	指定管理者 (民間法人、NPO等、特段の制限なし) ※個人は不可	管理受託者 (地方公共団体が1/2以上出資する法人、公共団体、公共的団体に限定)
管理権限	指定管理者が有する	市が有する
施設の使用許可	権限あり	権限なし
施設管理を行う者と市との関係・法的性格	行政処分としての指定(協定の締結)	公法上の契約関係

3 指定管理者制度と業務委託との相違

公の施設に関する以下の(1)から(4)までのような業務については、旧法上の管理委託でなく、業務委託として従来から民間事業者に行わせることが可能とされてきたところです。

(1) 次のような事実上の業務

施設の維持補修等のメンテナンス、警備、清掃、植栽の管理等

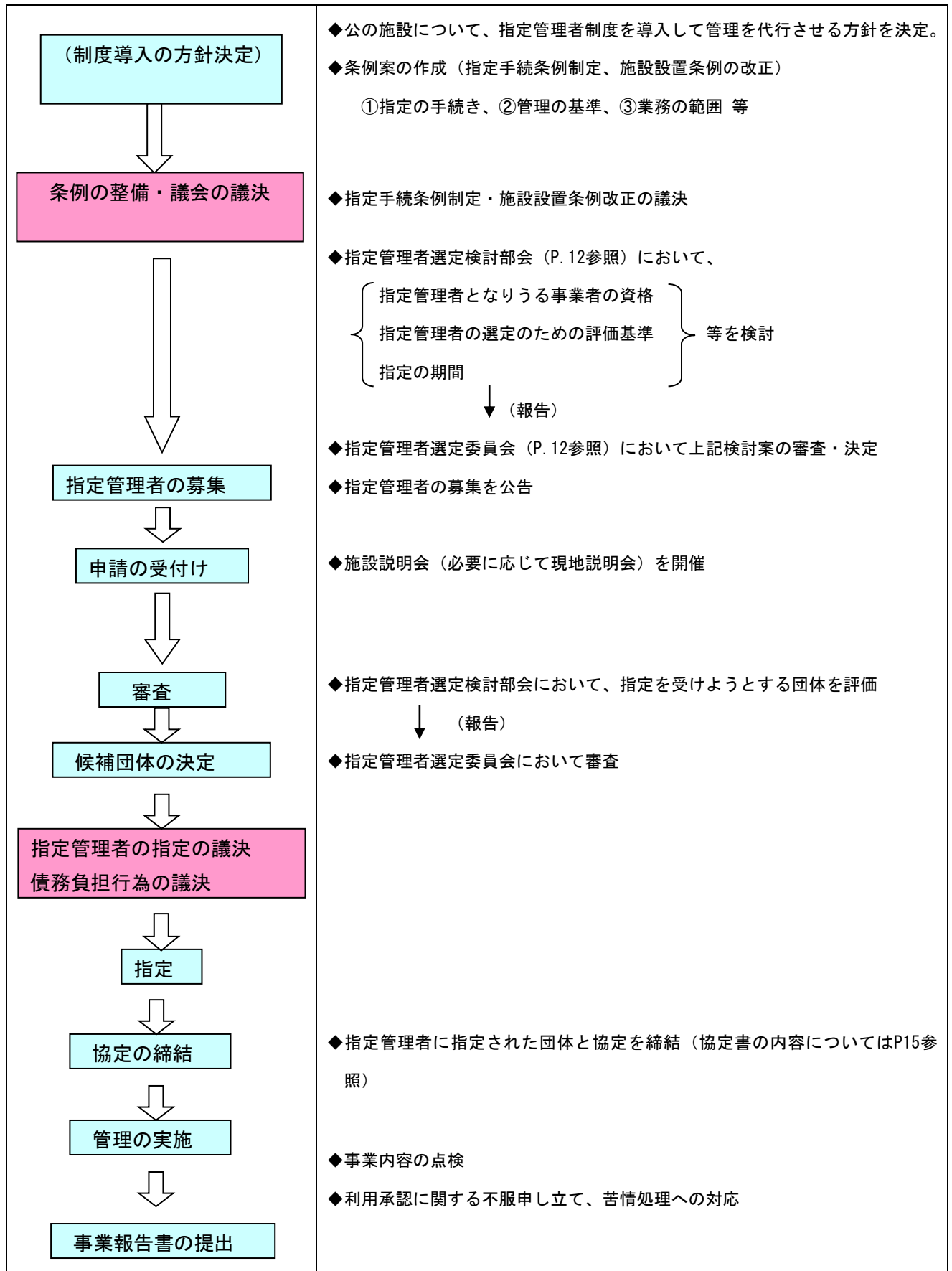
- (2) 管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、予め地方公共団体が定めた基準に従って行われる次のような定型的行為
利用申込書の受理、利用許可書の交付等
- (3) 私人の公金取扱いの規定（地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条）に基づく使用料等の収納・徴収事務
- (4) 当該施設運営に係る次のようなソフト面の企画
各種行事の企画、保育カリキュラムの策定等

しかしながら、旧法上の管理委託制度では、公の施設の本来の目的を達成するために設置目的に沿った管理を適正に行わせるという観点から利用料金制度が設けられたものであるため、管理受託者ではない民間事業者には、利用料金制をとることができませんでした。

今回の改正により、指定管理者制度を導入することにより、指定を受ければ、民間事業者においても利用者からの料金を自らの収入として収受すること、条例により定められた枠組みの中で地方公共団体の承認を得て自ら料金を設定すること、個々の使用許可を行うこと、等が可能となります。

なお、公の施設の管理を当該地方公共団体以外の者に行わせる場合には、法律の規定に基づき当該地方公共団体による適正な管理を確保した上で指定管理者にその管理を行わせることとした今回の制度改正の趣旨から、私法上の業務委託契約により、ひとつの民間事業者に対してこれらの業務を包括的に行わせることは、適当ではなく、制度改正の趣旨に基づき、当該民間事業者を指定管理者として、指定すべきものであります。また、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできません。

4 指定管理者制度導入事務のながれ



II 指定管理者制度への対応

指定管理者制度は、指定管理者に施設の使用許可権限を与えることで、より実態に合わせた管理運営が可能となることや、民間事業者等の能力が発揮できることで、市民サービスの向上をはじめとする合理的管理が望めるなどのメリットが期待されるところであります。従って、指定管理者制度を十分活用することとし、制度の導入が可能な全ての公の施設について、同制度の導入を前提とした検討を行っていくものとします。

- ① 河川、道路、学校など個別法でその管理を規定している施設を除き、全ての公の施設について、指定管理者の導入を検討します。
- ② 施設の設置目的、管理内容等に基づき、指定管理者制度を活用し住民サービスの向上と経費の削減を図ることが可能な施設について、指定管理者制度を導入していきます。

III 指定管理者制度の導入に係る方針

指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的とするもの」（総務省通知）です。

本市の公の施設には、文化施設、教育施設、スポーツ施設、自転車駐車場などの施設があります。各施設について、直営での管理以外に、公共的団体や地元団体などの関係団体に管理の委託を行っています。既に管理委託している施設については、平成18年4月1日からの指定管理者制度導入に向けた取り組みを行うものとし、他の施設についても、導入の可否を個別に検討し、可能なものについては随時導入していくものとします。

1 指定管理者制度の適用について

すべての公の施設について、現在の管理運営形態（直営・管理委託）にとらわれず、指定管理者制度を適用することによりさらなる市民サービスの向上とコスト削減を図ることができるか、その管理のあり方についての検証を継続的に行います。その際は、施設の設置目的や性格、各施設が担う政策的役割等に照らし合わせつつ、直営もしくは指定管理者による管理代行の妥当性を検討するため、管理運営チェックシート（資料1）を参考にして点検を実施します。

（1）既管理委託施設について

既に管理委託をしている施設は、当該施設を受託している団体の今後のあり方などを踏まえ、原則として指定管理者制度の活用を進めます。

- ① 公募により指定管理者を選定する施設
既管理委託施設のうち、民間事業者等のノウハウ等の導入により市民サービ

スの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が期待できる施設については、公募により指定管理者の選定を行います。

② 特定の団体を引き続き指定管理者として選定する施設

既管理委託施設のうち、施設の設置目的、利用状況、管理運営の状況、受託団体の設立経緯及び組織体制の整備状況等を踏まえ、公募による指定管理者の選定が困難と認められる施設については、以下の区分により、従来の受託者を指定管理者として選定します。

ア 現在、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体が受託している施設のうち、受託団体の設立趣旨や施設の利用形態や管理運営実績、事業の継続性等を勘案して、現受託団体を指定管理者として指定することが適当であると認められる場合

市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体については、公の施設の管理運営に当たって、これまで高い専門性を発揮しつつ、行政機能を補完・代替する役割を果たしてきましたが、ともすれば、経営が硬直化し、業務の改革への機運が弱くなりがちであるなどの問題点も指摘されているため、民間企業等の参入に対抗しうるサービスの向上及びコストの削減等をはかり、団体の自立化に向けた取り組みを進めることとします。

イ 市民との協働、地域コミュニティの醸成、市民活動の促進等の観点から、地域住民が専ら使用し、地域住民が構成する団体や市民活動団体が管理運営を受託している場合

(2) 直営施設について

現在、市が直営で管理運営を行っている施設のうち、特に、民間企業のノウハウ等の導入により市民サービスの向上や施設の効果的・効率的な運営が期待できる施設については、指定管理者制度の導入を積極的に検討することとします。

(3) 新設の施設について

新たに開設する公の施設については、市民サービスやコスト等に意識を置き、管理運営チェックシート(資料1)を参考に点検を実施し、施設の設置目的や性格、各施設が担う政策的役割等に照らし合わせた上で、直営もしくは指定管理者による管理代行の妥当性を検証していきます。直営によらない場合は、開設にあわせて指定管理者制度を適用します。

(4) 上記(1)～(3)に関連する留意事項

① 既管理委託施設であっても、経費の節減という考え方から、「管理」を町会等に委託している施設については、直ちに指定管理者制度を適用せず、いったん、直営へ転換することも含めて検討していくものとします。

② 市が当面直営で管理を行う施設についても、下記のような施設については指定管理者制度への段階的な移行を検討するものとします。

ア 指定管理者制度の有効活用は、「市民との協働・連携」を構築する重要なツールでもあることから、地域の活性化や地域コミュニティの醸成、市民活動の促進の観点から市民活力の活用により管理運営を目指す施設であって、現時点では活動基盤が必ずしも強固でない団体に管理運営を委ねようとする場合、市は、団体への業務委託を先行して実施し、団体の活動基盤の強化に向けた支援を行いながら、その実績を見極めた上で、指定管理者制度への移行を検討していくものとします。

イ 利用者の処遇等の事業を行うことを設置目的とする施設を民間事業者等に委ねようとする場合であって、民間事業者による処遇を含めた施設の管理運営について利用者からの不安が指摘される場合は、市は、処遇等に範囲を限定した業務委託を先行させ、事業者の業務実績を見た上で、指定管理者制度への移行を検討していくものとします。

ウ 上記以外の場合で、市が当面直営で施設の管理運営を行う必要があると判断した施設についても、引き続き検討を重ねることとします。

* 「直営」とは

ここでいう「直営」とは、市の正規職員が直接従事する場合のみを指すのではなく、嘱託や業務委託を活用する場合も「直営」としています。

2 指定管理者が行う業務の範囲

管理委託制度と指定管理者制度との大きな違いは、公の施設の管理権限が市にあるか、指定管理者にあるかという点ですが、「管理」という概念は抽象的であるため、指定管理者が行うべき管理の内容は、具体的には、個々の施設ごとに条例で「業務の範囲」として定めることとなります。市では、以下の施設の類型に対応した、指定管理者が行う「業務の範囲」の設定基準を定め、指定管理者制度を運用する際の指針とします。

「業務の範囲」とは

- ・ 施設の日常的な運営管理（日常的な施設運営、鍵の管理、施設内の整頓など）
- ・ 施設の利用許可・使用料の徴収に関する業務（指定管理者に行わせる場合）
- ・ 事業の実施（条例で事業を実施すると規定している施設）

(1) 施設の貸出し（入館業務を含む）のみを行う施設

[業務の内容]

- ① 施設の日常的な運営管理（日常的な施設運営、鍵の管理、館内の整頓等）
- ② 利用許可に関する業務の実施

● 指定管理者が行う「業務の範囲」は①、②とします。

(2) 実施する事業を条例で規定しており、施設の貸出しは行わない施設

[業務の内容]

- ① 施設の日常的な運営管理（日常的な施設運営、鍵の管理、館内の整頓等）
- ② 事業の実施

●指定管理者が行う「業務の範囲」は①、②とします。

(3) 実施する事業を条例で規定しており、施設の貸出し（入館業務を含む）も行う施設

[業務の内容]

- ① 施設の日常的な運営管理（日常的な施設運営、鍵の管理、館内の整頓等）
- ② 利用許可に関する業務の実施
- ③ 事業の実施

●原則：指定管理者が行う「業務の範囲」は①、②、③とします。

●例外：条例で規定している事業を市が直接行うことが効率的かつ効果的であると判断できる場合には、①、②のみの場合もあるものとします。

		①施設の日常的な運営管理	②利用許可に関する業務の実施	③事業の実施	指定管理者が行う業務の範囲	
類型 (1)	施設の貸出し（入館業務を含む）のみを行う施設	○	○	/	①+②	
類型 (2)	実施する事業を条例で規定しており、施設の貸出しは行わない施設	○	/	○	①+③	
類型 (3)	実施する事業を条例で規定しており、施設の貸出し（入館業務を含む）も行う施設	○	○	○	原則	①+②+③
					例外	①+②

(4) 「業務の範囲」の設定に関連する留意事項

- ① 上記（1）～（3）の類型に当てはまらない施設（保育所のように利用者の処遇に関する事業を行うことを設置目的としている施設等）に関しては、指定管理者が行う業務の範囲を個別に設定することとします。
- ② 指定管理者制度を採用した場合、以下のような個別業務については、柏原市の承諾する範囲において、指定管理者が第三者に業務委託をすることができます。

- ・清掃、警備、エレベーターの保守管理など
- ・施設の維持補修等のメンテナンス

(5) 複合施設及び合同庁舎（以後「複合施設等」という）の場合について

①複合施設等の一部分の管理を指定管理者に委ねる場合

複合施設等の一部分の管理を指定管理者に委ねる場合は、権限と責任の所在があいまいにならないように、管理を委ねる部分とそれ以外の部分を明確にして業務仕様書を作成する必要があります。

また、異なる条例を根拠として設置される施設が1つの建物に合築されている場合、それぞれの施設について設置目的を最も効果的に達成することができる指定管理者を選定することが原則です。しかしながら、一体的な管理運営による効率性の向上及び住民サービスの向上が具体的に見込まれる場合には、一体として管理することを検討することとします。

一体的に管理する場合は、管理所管課の間で十分に開館日・開館時間などの「管理基準」の考え方の統一や保守管理業務の役割分担等、効果的な管理運営方法についての協議を行い、決裁等の手続きを行ってください。併せて、選定にあたっては業務仕様書の作成など双方が協力して効果的・効率的な施設管理に努める必要があります。

②複合施設等を一括管理（グループ化）して指定管理者に委ねる場合

指定管理者制度では、原則として施設ごとに指定管理者を指定します。しかし、複数の施設を一括管理することにより、効率的な施設運営や施設の設置目的達成に繋がる場合には、指定管理者の募集に当たり、一括管理を条件とすることができることとします。

ただし、この場合、施設全体として統一された管理方針のもとに管理させるとともに、権限と責任の所在が曖昧にならないように管理を委ねる部分と他の部分の区別を明確にする必要があります。

3 指定期間

指定期間は、原則として5年以内とし、施設の設置目的や特性等を総合的に勘案して決定するものとします。

4 利用料金制

施設使用の対価（使用料）を徴する施設においては、原則として、その対価を指定管理者の収入とする利用料金制を導入することとします。

また、利用料金は、条例に規定する利用料金の範囲において、指定管理者が設定することができることとしますが、その決定や改定については、事前に柏原市の承諾が必要です。

なお、指定管理者が替わる際の利用料金の取り扱いは次のとおりとします。

(1) 施設の予約に際し前納された利用料金の、新指定管理者への引継ぎ

従前の指定管理者は、指定期間を超えた利用許可を行う際に前納された利用料金を、柏原市に引き継がなければなりません。

(2) 利用料金の額が変更となった場合の取り扱い

指定管理者が替わることで、利用料金の額（単価）が変更となることも想定され、指定期間を超えた利用許可の場合、従前の指定管理者Aが定めた旧料金で利用する者と、利用が発生する時点の指定管理者Bが定めた料金で使用する者に、料金較差が生じることになります。

この場合、指定管理者Aの利用許可を受けた者については、新料金が高いときは旧料金で利用させることとし、逆に新料金が低いときは新料金で利用させ、既納入額との差額は新管理者の負担により還付するものとします。

5 条例制定について

指定管理者を指定する手続きに関する部分は、各施設で共通したものとなるため、指定管理者の指定手続きに関する通則的条例を制定し、これとは別に各施設の設置条例の改正を行います。

IV 候補者の選定前の手続き

1 募集要項及び仕様書の作成

募集要項とともに、施設ごとに業務内容を詳細に記載した仕様書を各施設所管課において作成するものとします。

2 指定管理者の募集

(1) 募集の方法

指定管理者の募集は、原則として公募によるものとします。ただし、特別の理由により公募が適当でないと認められる場合は、この限りではありません。

(2) 公募の実施

公募を実施する際は、概要を広報及びインターネットで公表します。また、市役所の掲示板その他必要な場所において、次に掲げる事項をあらかじめ公告するものとします。

- ① 公の施設の概要（名称、所在地等）
- ② 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営に係る事項
- ③ 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- ④ 指定の期間（以下「指定期間」という。）
- ⑤ 利用料金に関する事項
- ⑥ 申請者の資格

- ⑦ 申請に係る受付期間（以下「提出期間」という。）
- ⑧ 選定の基準
- ⑨ その他市長が必要と認める事項

(3) 申請者の資格

前号⑥に規定する申請者の資格は、次の項目を参考に、各施設の性格、規模、機能等を勘案のうえ設定するものとします。

- ① 法人その他の団体であること。（法人格は必ずしも必要ではありませんが、個人では申請することができません。）
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- ④ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行っていないこと。
- ⑥ 指定申請書提出期限の日において、柏原市入札参加資格業者指名停止要綱による指名停止処分又はこれに準じる措置を受けていないこと。
- ⑦ 指定申請書提出期限の日から起算して過去 4 年間に於いて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けていないこと。
- ⑧ 柏原市暴力団排除条例（平成 25 年柏原市条例第 27 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団、同条第 7 号に規定する暴力団員又は同条第 8 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者の統制下になく法人又は団体であること。
- ⑨ 施設の管理運営を円滑かつ安定して実施するために必要な資格等を有していること。

3 申請関係書類の提出及び受理

(1) 申請関係書類

申請にあつては、指定管理者申請書、事業計画書等（以下「申請関係書類」という。）を提出するものとします。

(2) 「提出期間」

申請関係書類の「提出期間」は、公告日の翌日から起算して 30 日以後の別に定める日とします。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではありません。

4 事務取扱

募集に係る庶務は、公募を行う施設を所管する課において行います。

V 候補者の審査及び選定

1 選考組織について

(1) 指定管理者選定委員会及び指定管理者選定検討部会の設置

選定手続の公平性・透明性を確保するため、指定管理者選定委員会及び指定管理者選定検討部会を設置します。

[指定管理者選定委員会・指定管理者選定検討部会の組織・所掌事項]

① 指定管理者選定委員会

選定委員会は指定管理者制度担当部長、財政担当部長、該当する公の施設を所管する部長、必要と認めた職員及び学識経験者（大学教授、公認会計士、弁護士等）の参画を得て構成します。

(所掌事項)

- ア 検討部会の作成した、指定管理者の指定を受けるための応募資格、指定管理者の選定のための評価基準及び指定の期間等の審査
- イ 検討部会の行った指定管理者の指定を受けようとする事業者等の評価基準に基づく評価、及び指定管理者と締結する協定内容に関する審査並びに指定管理者候補者の選定

② 指定管理者選定検討部会

検討部会は、「公の施設」を所管する部長を長とし、関係課長をもって構成します。

(所掌事項)

- ア 指定管理者の指定を受けるための応募資格
- イ 指定管理者の選定のための評価基準
- ウ 指定の期間
- エ 指定管理者の指定を受けようとする事業者等を評価基準に基づき評価
- オ 指定管理者と締結する協定内容

※ 指定管理者と締結する協定の期間が単年度の場合には、協定の締結毎に検討部会による検討、選定委員会による審査を行うものとします。また、内容によって外部の意見を聞くことができることとします。

2 審査方法

(1) 指定管理者となりうる団体は、法律上制限がなくなりました。しかし、公の施設の事業内容によって、指定管理者となりうる団体は異なり、一律には判断できません。そのため、指定管理者の指定を受けるための応募資格は、公の施設ごとに前述の検討部会で検討し、選定委員会で審査します。

(2) 指定管理者の選定のあり方（複数の事業者から選考すべき場合と特定の事業者による場合）

原則として複数の事業者から選考します。

例外的に「特定の団体を指定管理者とすることができる場合」は、つぎのいずれかに該当する場合とします。ただし、この基準は、恒久的に適用するものではありません。将来、他に担い手となる団体が現れた場合等には、原則に戻って、複数の事業者から選考していくこととします。

- ① 法人その他団体が受託している施設のうち、受託団体の設立趣旨や施設の利用形態や管理運営実績、事業の継続性等を勘案して、現受託団体を指定管理者として指定することが適当であると認められる場合
- ② 市民との協働、地域コミュニティの醸成、市民活動の促進等の観点から、地域住民が専ら使用し、地域住民が構成する団体や市民活動団体が管理運営を受託している場合

なお、「特定の団体を指定管理者とすることができる場合」には、指定管理者となりうる団体の資格、指定管理者の選定のための評価基準、指定の期間、指定管理者の指定を受けようとする団体の評価基準に基づく評価を一括して審査することとします。

(3) 審査の方法

審査の方法については、申請書類に基づき申込資格を有する申込者の中から選定基準に照らし、施設の管理を行うに最も適当と認められる団体を指定管理者として選定しますが、その具体的方法は、施設の性質や目的、申込者数等に応じて選定委員会において決定します。選定結果については議会や市民に対する説明責任を有していることに留意し、公正かつ適切に選定を行うこととします。

① 第1次審査（書類審査）

応募団体から提出された事業計画等に基づき、組織体制や財務状況等の審査を行います。

ア 評価点の満点の6割に満たない場合や指定管理料の提示額が募集要項に定めた上限額を超えている場合は、第2次審査の相手方と認めないものとします。

イ 応募団体が1団体のみであっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定します。

② 第2次審査（プレゼンテーション審査）

第1次審査を通過した応募団体によるプレゼンテーションを実施し、施設のサービス向上や効果的な管理運営、市施策との整合性等について審査を行います。

ア 総合評価点の満点の6割に満たない場合は、指定管理者の相手方と認めないものとし、

イ 最高点の者が2者以上になった場合は、選定委員の協議により決定するものとします。

3 評価基準（審査項目）

条例に定める選定基準を基本に、特に次の基準を参考として各施設の特性に応じた評価基準を設定するものとし、設定した基準を総合的に審査するものとします。

- ・ 施設設置の目的が達成できること。
- ・ 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- ・ 事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- ・ 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
- ・ 市民の声が反映される管理が行われること。
- ・ 施設管理の安全性への配慮がされていること。
- ・ ISOの取得など環境に配慮した経営を行っていること。
- ・ 労働関係法令の遵守、就職困難層者の雇用及び法令に基づく障害者の雇用に取り組んでいること。

※「業務の範囲」に事業の実施を含める場合は、事業の独創性・自主事業の提案なども評価の基準とします。

4 選定会議及び選定結果の公表

(1) 指定管理者の選定過程における文書の情報公開

指定管理者の選定は、① 指定管理者となりうる事業者の資格、指定管理者の選定のための評価基準等の設定、② 指定管理者の指定を受けようとする事業者の募集・応募、③ 応募団体の評価、④ 指定管理者候補団体の決定という過程をとります。この過程で作成される文書のうち、柏原市情報公開条例上「非公開情報」にあたるものを含んだ形での公開はできません。なお、文書の公開時期は、各過程における意思決定後となります。

＜非公開情報となり得る情報の例＞

① 指定管理者の指定を受けようとする事業者の募集・応募に含まれる非公開となりうる情報

ア 法人社員の情報

担当者氏名、携帯番号、メールアドレスなどといった情報

イ 法人の技術ノウハウ情報

具体的な提案内容や施設管理への投入人員、専門技術を有する社員の数などの情報

ウ 法人の信用情報

取引先金融機関や法人の代表者印影、財務諸表（商法により求められる公告内容以上の詳細なもの）

② 応募団体の評価に含まれる非公開となりうる情報

ア 会議録に関するもの

選定委員名及び委員の特定につながる発言内容

イ 評価に関するもの

評価結果は指名対象予定業者を除く

ウ 添付書類

上記①に記載の情報

(2) 指定管理者選定委員会・指定管理者選定検討部会の会議の非公開

率直な意見交換が損なわれるおそれがあると想定され、また、具体的な法人の技術情報や信用情報にかかわる内容が取り上げられる可能性があるため、会議そのものについては非公開とします。

(3) 指定管理者に対する情報公開請求

指定管理者は、指定施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じるものとします。したがって、「業務の範囲」の設定によってどこまでの情報を公開するかは、異なります。

5 選定結果及び指名の通知

選定結果及び指定管理者として指定したときは候補者へ通知するものとします。

VI 指定管理者指定後の手続き

1 協定書の内容について

(1) 選定委員会で選定した候補者は、議会の議決により「指定管理者」となり、協定を

締結します。

単年度毎に実施する内容を具体的に協定で定める場合は、指定期間全体に関する協定（基本協定）と単年度毎に詳細事項を定める協定（年度協定）の二段階に分けて締結することも可能とします。

（２）前項の規定の協定で定める事項は、次に掲げる事項を参考に、施設を所管している部署において決定することとします。

- ・ 指定期間に関する事項
- ・ 事業及び管理運営業務の実施内容に関する事項
- ・ 市が支払うべき管理に係る費用に関する事項（積算方法、清算の可否等）
- ・ 施設の使用料の扱いに関する事項（利用料金制、又は徴収委託）
- ・ 再委託及び権利譲渡の禁止に関する事項
- ・ 事業報告書の作成、提出及び定例報告に関する事項（事業報告書、月例報告書等）
- ・ 守秘義務、個人情報保護に関する事項
- ・ 情報公開の取扱いに関する事項
- ・ 苦情処理に関する事項
- ・ 事故及び損害の賠償に関する事項
- ・ 業務責任者の配置に関する事項
- ・ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・ 業務内容の変更に関する事項
- ・ 施設の維持補修及び支払い等に関する事項
- ・ 原状回復義務に関する事項
- ・ 目的外使用に関する事項
- ・ リスク分担

２ 指定管理者の監督

（１）事業報告書の提出

毎年度終了後、指定管理者から管理業務に関する事業報告書を提出させなければなりません。（地方自治法第 244 条の 2 第 7 項）

これは、市が公の施設の管理状況や住民利用の状況等、指定管理者による管理の実態を把握し、必要な措置をとるためのものです。

なお、事業報告書の内容については、次に掲げる事項を必ず含んだ上で、施設を所管している部署において決定することとします。

- ① 管理業務の実施状況
- ② 利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由
- ③ 利用料金の収入実績
- ④ 管理経費の収支状況
- ⑤ その他、公の施設の管理実態を把握するために市長（教育長）が必要と認める事項

(2) 事業計画書（様式1号）の提出

詳細な事業計画については毎年度の予算要求時期までに指定管理者と設置者が協議し、確定させるものとします。

(3) 事業の評価

指定管理者制度による効果を検証するため、事業の評価を行うものとします。事業評価の手法や内容については下記の例を参考に、施設を所管している部署において決定し、協定書に定めます。

① 月報の提出

指定管理者は月報を作成し、市に提出する。

② 四半期総括書の提出

指定管理者は、3か月に一度、過去3か月間の業務内容を総括した四半期総括書を作成し、市に提出する。

③ モニタリングの実施

モニター制度を導入し、必要に応じてモニタリングを行う。（指定管理者が自己評価として導入するケースや市が指定管理者の評価を行うために導入するケースがある。）

(4) 指定管理者の指導

制度導入効果の検証・評価の結果に応じて、指定管理者に対し適切な指示等を行うものとします。

平成17年	11月	制定
平成28年	4月	改訂
平成28年	6月	改訂
平成29年	4月	改訂
平成30年	6月	改訂
令和元年	5月	改訂
令和2年	3月	改訂